

高齡者支援課／認知症・
虐待防止対策推進室資料

介護関連施設の整備について

介護基盤の緊急整備については、介護施設、地域介護拠点の緊急整備を推進するため、平成23年度までの3年間において、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等を合計16万人分整備することを目標としている。

この緊急整備については、平成21年度第一次補正予算により各都道府県に造成した基金(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)を原資として補助を実施する基金事業と、都道府県による広域型施設に対する補助事業により実施するものであり、基金による事業等を効果的に実施することにより、介護基盤整備の着実な実施に取り組まれない。

介護基盤整備の着実な実施

介護基盤緊急整備等臨時特例基金による整備事業

第4期計画期間中に各都道府県において実施する地域密着型サービス等の整備に必要となる金額について、確実な財源として確保したものであることから、第4期計画期間全体についての見通しを持った計画を立案の上、5期以降のニーズを先取りした地域密着型サービスの基盤整備を推進すること。

平成22年度補正予算により助成単価の引き上げを実施
(特別養護老人ホームの場合:350万円→400万円)

都道府県からの補助による広域型特養等の整備事業

都道府県等が実施する広域型特養等に対する補助に対しては、介護基盤の緊急整備に併せ地方財政措置の拡充が行われ、平成23年度も引き続き「特別の地方債」により地方財政措置が行われることから、地域のニーズに即した施設整備の着実な実施を図りたい。

施設開設準備等特別対策事業

- ・円滑な開所に資する施設開設準備経費に対する補助
 - ・用地確保に資する定期借地権一時金に対する補助
- の活用等により、介護基盤整備の早期実施を図りたいこと。

※(独)福祉医療機構による融資の優遇措置も引き続き実施。

貸付条件:融資率 90%

貸付利率:財投マイナス0.5%

(参考)「介護基盤の緊急整備」実施状況等について

	目標 (平成21~23年度)	平成21年度 実績	平成22年度 見込	2か年計
介護基盤の 緊急整備	16万人分	2.7万人分	6.1万人分	8.7万人分

平成22年度 地域介護・福祉空間整備推進交付金（夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業）に係る事業計画等について

都道府県名		市区町村名	
区域名		計画名称	

1. 事業実施（予定）事業所情報

事業者名			
法人種別		開設予定年月日	
併設（予定）の事業所・施設状況（介護・医療サービスに限る）			
事業（サービス）名	利用者（定員）数（人）		

※ 利用者（定員）欄については、短期入所・居住・施設系サービスについては利用（入所）定員数を、その他サービスは利用実人員を記載すること。
 ※ 事業の規模に応じ適宜、行の追加等を行うこと。

2. 事業の対象となる圏域の情報について

1号被保険者数（人）		平成	年	月	時	分
	総数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
在宅要介護者数（人）	0					
うち独居・高齢者のみ世帯の者（人）	0					

※把握できる直近のデータを記載すること。

3. サービスの利用者数見込み

	総数（人）	見込み数の考え方
①当該区域における需要予測		
※「2.」のうち、「夜間対応型訪問介護」利用者数見込み（潜在的な需要見込み数）及びその考え方について記載すること。		
②開設初年度		
※当該事業所の「開設初年度」における利用者数見込み及びその考え方を記載すること。		
③2年度め		
※当該事業所の「2年度め」における利用者数見込み及びその考え方を記載すること。		

4. 区域内における既存の夜間対応型訪問介護事業所の状況

事業所名	開設年月日	利用者数	端末所有数	備考（未使用端末の状況等）

※把握できる直近の情報を記載すること。

今回協議対象の事業所との関係

※既存の夜間対応型訪問介護事業所が存在し、当該事業所におけるサービス利用状況が低調である場合に今回協議が必要な理由を記載すること。

(事業計画確認シート)

5. 市区町村における支援体制（事業のPR等）

--

6. 整備推進交付金の申請（予定）額

		金額（千円）	備 考
総事業費		0	
内訳	オペレーションシステム一式		
	オンコール端末の購入		購入端末数 個(人分)
	その他物品等の購入		具体例()
	その他必要な経費		具体例()
対象経費の実支出額		0	
内訳	オペレーションシステム一式		
	オンコール端末の購入		購入端末数 個(人分)
	その他物品等の購入		具体例()
	その他必要な経費		具体例()
交付(予定)額			

地域主権戦略大綱（抜粋）

【義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置】（第2次見直し）

1 施設・公物管理の基準の見直し

(15) 介護保険法

- ・指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（70条2項1号、115条の2第2項第1号）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準（78条の2第1項）を条例（制定主体は市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準（78条の2第4項1号、115条の12第2項第1号）を条例（制定主体は市町村）に委任する。

条例制定の基準については、「従うべき基準」とする。

- ・指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準（86条1項）を、条例（制定主体は都道府県、指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については「従うべき基準」とする。

- ・本大綱別紙2により、都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の開設の許可については、指定都市及び中核市へ移譲することとしない、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する（74条1項、115の4第2項）並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準（88条1項、97条2項（ただし、医師及び看護師を除く。）、110条1項）並びに当該施設の設備及び運営に関する基準（88条2項、97条1項（ただし、療養室、診察室及び機能訓練室を除く。）及び3項、110条2項）を条例（制定主体は指定都市及び中核市）に委任する。

条例制定の基準については、「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」により改正することとなる改正後の介護保険法に基づき都道府県が制定する条例に対する基準と同様とする。

3 計画の策定及びその手続の見直し

(20) 老人福祉法

- ・ 市町村老人福祉計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及びその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20条の8第2項2号及び3号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村老人福祉計画を策定する場合における勘案すべき事情に係る規定（20条の8第5項）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村老人福祉計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（20条の8第8項）に関し、当該計画の内容のうち、老人福祉事業の量の確保のための方策及び供給体制の確保に関し必要な事項（同条2項2号及び3号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ・ 都道府県老人福祉計画の内容のうち、老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項、老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項並びにその他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項に係る規定（20条の9第2項2号から4号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

(26) 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平元法64）

- ・ 市町村整備計画の内容のうち、日常生活圏域ごとの当該区域又は当該市町村の区域における公的介護施設等の整備に関する目標、目標を達成するために日常生活圏域又は当該市町村の区域において実施する必要があるものとして厚生労働省令で定める事業及びその他厚生労働省令で定める事項に係る規定（4条2項1号（計画期間に係る部分を除く。）、2号ハ及び3号）は、廃止、例示化又は、目的程度の内容へ大枠化する。
- ・ 市町村整備計画の公表に係る規定（4条4項）は、廃止又は努力・配慮義務化する。

(29) 介護保険法（平9法123）

- ・ 市町村介護保険事業計画の内容のうち、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策、各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給

付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項に係る規定（117 条 2 項 1 号、2 号（量の見込みに係る部分を除く。）、3 号から 5 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

- ・ 市町村介護保険事業計画を策定又は変更する場合における都道府県の意見の聴取に係る規定（117 条 7 項）に関し、当該計画の内容のうち、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策、各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項（同条 2 項 1 号、2 号（量の見込みに係る部分を除く。）、3 号から 5 号）に係る都道府県の意見の聴取は、廃止する。
- ・ 都道府県介護保険事業支援計画の内容のうち、介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項、介護サービス情報の公表に関する事項、介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項、介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項並びにその他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項に係る規定（118 条第 2 項 2 号から 6 号）は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。

【基礎自治体への権限移譲】

1 権限移譲を行うもの

(4) 指定都市及び中核市に移譲する事務

① 有料老人ホーム設置の届出受理、立入検査、改善命令

都道府県知事が処理している有料老人ホーム設置の届出の受理、報告の徴収及び立入検査並びに改善命令（老人福祉法（昭38 法133）29 条1 項、29 条7 項及び9 項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

② 指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入検査等

ア 都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の開設の許可（介護保険法（平9 法123）41 条1 項、48 条1 項、94 条1 項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。なお、介護専用型特定施設入居者生活介護及び混合型特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定、指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の許可に際して都道府県知事の同意を要することとする。

イ 都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設の開設者等、介護老人保健施設の開設者等及び指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告の命令及び立入検査等、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設の開設者、介護老人保健施設の開設者及び指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告に係る措置の命令並びに指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の指定の取消し等（介護保険法76 条1 項、76 条の2 第3 項、77 条1 項、90 条1 項、91 条の2 第3 項、92 条1 項、100 条1 項、103 条3 項、104 条1 項、112 条1 項、113 条の2 第3 項、114 条1 項）については、指定都市及び中核市へ移譲する。

未届の有料老人ホームに該当する施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査の結果について
(調査時点:平成22年10月31日)

1. 未届の有料老人ホームに該当する施設の届出に係る指導状況等について

	件数	割合
平成21年10月31日時点の未届の有料老人ホームに該当する施設数	389件	—
平成21年11月1日以降に把握した未届の有料老人ホームに該当する施設数	59件	—
有料老人ホーム非該当等	34件	—
有料老人ホームに該当する施設数	414件	100.0%
平成22年10月31日まで届出済	166件	40.1%
平成22年10月31日まで未届	248件	59.9%

※1 「有料老人ホームに該当する施設」には、現在実態把握中のものを含む。

※2 「非該当等」と判断されたものは、その後の実態把握の結果、食事等のサービスを提供していなかったものや、入居者がなく運営の実態そのものがなかったもの、など。

2. 有料老人ホームに該当する施設の入居者処遇等に係る指導状況について

	件数	入居者の処遇等に係る指導
有料老人ホームに該当する施設数	414件	107件
平成22年10月31日まで届出済	166件	64件
平成22年10月31日まで未届	248件	43件

(参考)入居者の処遇等に関する指導の主な事例数

※件数は指導した都道府県数

○一部屋に複数人が生活しているため、個室化などによりプライバシーが確保されるよう指導(11)

○居室の面積が狭いため、生活に必要なスペースを確保するよう指導(7)

○夜間に人員が配置されていないなどの不備があるため、緊急時に対応可能な体制を確保するよう指導(2)

○廊下が狭く、車椅子での移動に支障をきたすため、改善を指導(3)

○行動制限は、緊急やむを得ない場合に限定し、その記録を保存するよう指導(3)

○入居一時金の保全措置を講じるよう指導(3) 等

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

(予算関連法律案)

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度の創設等を行う。

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加しており、**介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが極めて重要**である一方、**サービス付きの住宅の供給は、欧米各国に比べて立ち後れているのが現状**。

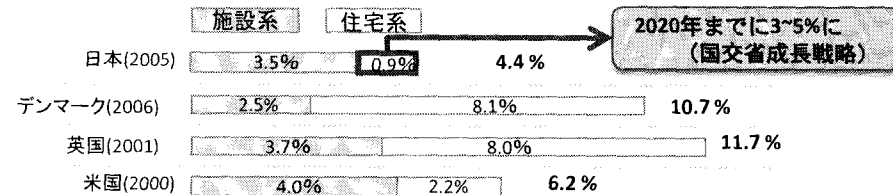
高齢者単身・夫婦世帯の増加

2010年から2020年の10年間で、

高齢者人口：約2,900万人→約3,600万人

高齢者単身・夫婦世帯：約1,000万世帯→1,245万世帯

全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合



国土交通省・厚生労働省共管の制度として、都道府県知事への登録制度である「サービス付き高齢者向け住宅制度」を新たに創設

概要

【登録基準】 ※有料老人ホームも登録可

《住宅》 ・床面積(原則25㎡以上)、便所、洗面設備等の設置、バリアフリー

《サービス》 ・サービスを提供すること。(うち、安否確認・生活相談は必須)

《契約》 ・賃貸借方式、又はこれに準じた契約であること、前払家賃等を受領する場合の返還ルール及び保全措置

【事業者の義務】 ・入居契約に係る措置(提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居者に対する契約前の説明)

・誇大広告の禁止

【指導監督】 ・住宅管理やサービスに関する行政の指導監督(報告徴収・立入検査・指示等)

* 高円賃(登録制度)・高優賃(供給計画認定制度)の廃止

* 高齢者居住支援センター(指定制度)の廃止

* サービス付き高齢者向け住宅に対する支援措置(住宅融資保険法、住宅金融支援機構法、地域住宅特別措置法)

- 補助・融資・税による支援策を充実し、民間による供給を促進
- 介護保険法改正による「定期巡回随時対応サービス」等と組み合わせた仕組みを普及

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に向けた今後の取組み(平成23年度)(案)

法律

(案)

医療・介護・住宅が連携し安心できる住まいの供給を促進するため、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅について、入居者保護と供給促進の観点から、両者一元的なルールの下で厚生労働省・国土交通省共管の制度として再構築し、新たに「サービス付き高齢者向け住宅制度」を創設（次期通常国会で法案提出を予定/高齢者住まい法改正）

予算

(案)

《高齢者等居住安定化推進事業：予算額325億円（うち特別枠300億円）》

- 新たに創設される「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。
 - <対象>
登録されたサービス付き高齢者住宅等
 - <補助額>
建築費の1/10 改修費の1/3（国費上限 100万円/戸）

税制

(案)

- 所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置によるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進

融資

(案)

- サービス付き高齢者向け賃貸住宅に対し住宅金融支援機構の融資要件を緩和。
- 家賃の前払金への民間金融機関の死亡時一括償還型融資(リバースモーゲージ)に対し、住宅金融支援機構の融資保険対象とする。

サービス付き高齢者住宅と介護保険の連携イメージ

日常生活や介護に不安を抱く「高齢単身・夫婦のみ世帯」が、特別養護老人ホームなどの施設への入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、新たに創設される「サービス付き高齢者向け住宅」(高齢者住まい法:国土交通省・厚生労働省共管)に、24時間対応の「定期巡回・随時対応型サービス」(介護保険法:厚生労働省)などの介護サービスを組み合わせた仕組みの普及を図る。

24時間対応の

訪問看護・介護

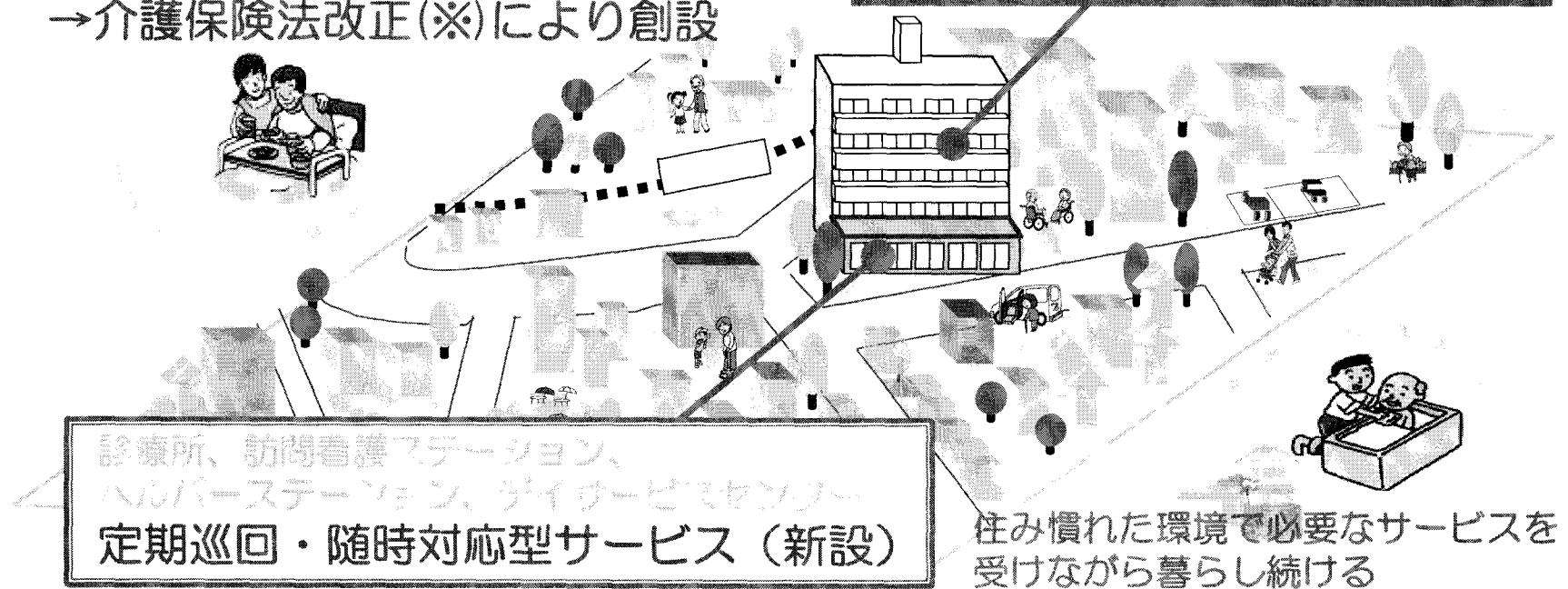
「定期巡回・随時対応型サービス」

→介護保険法改正(※)により創設

サービス付き高齢者向け住宅

(国土交通省・厚生労働省共管)

→高齢者住まい法改正により創設



入居者保護のため、サービス付き高齢者住宅と同様に、有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加 → 老人福祉法改正(※)により措置

(※) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(仮称)

平成21年度認知症介護研修等受講者数等調べ

(単位:人)

	認知症介護実践者等養成事業								認知症地域医療支援事業			
	認知症対応型サービス事業 管理者研修		小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修		認知症対応型サービス事業 開設者研修		フォローアップ研修		認知症サポート医養成研修		かかりつけ医 認知症対応力向上研修	
	平成21年度 修了者	累計 (17~21)	平成21年度 修了者	累計 (18~21)	平成21年度 修了者	累計 (18~21)	平成21年度 修了者	累計 (16~21)	平成21年度 修了者	累計 (17~21)	平成21年度 修了者	累計 (18~21)
1 北海道	452	2,035	57	223	29	203	2	12	4	16	100	412
2 青森県	68	430	21	127	33	168	2	11	0	9	45	470
3 岩手県	98	427	37	141	23	160	2	11	5	14	22	398
4 宮城県	44	306	11	42	14	70	2	10	2	9	76	180
5 秋田県	94	467	13	75	7	135	0	7	4	6	98	181
6 山形県	82	398	50	163	15	75	2	16	1	4	0	207
7 福島県	202	787	53	188	19	143	2	12	0	14	0	440
8 茨城県	178	861	20	128	12	166	1	10	3	12	56	479
9 栃木県	85	327	39	136	7	86	1	11	3	12	135	374
10 群馬県	110	850	30	143	30	174	2	3	4	20	18	309
11 埼玉県	125	629	28	122	6	181	0	2	10	36	66	345
12 千葉県	196	1,081	44	115	16	133	0	1	13	73	20	363
13 東京都	304	1,359	48	151	30	165	2	10	84	260	187	2,556
14 神奈川県	87	727	23	100	17	140	2	7	5	18	93	514
15 新潟県	121	656	27	149	0	104	0	3	3	9	36	479
16 富山県	64	265	12	66	11	66	1	6	2	7	31	179
17 石川県	82	403	32	71	11	56	1	8	4	14	0	271
18 福井県	75	308	36	125	16	81	2	12	3	13	47	248
19 山梨県	43	146	11	69	5	46	1	5	4	12	58	266
20 長野県	114	487	23	84	17	119	0	8	8	25	45	175
21 岐阜県	142	706	27	113	11	105	1	6	5	22	37	670
22 静岡県	97	580	33	134	14	107	2	14	2	14	79	534
23 愛知県	164	838	37	126	30	170	1	11	15	43	81	659
24 三重県	124	576	24	104	27	97	2	8	9	25	25	264
25 滋賀県	76	345	20	71	5	74	2	12	7	28	32	233
26 京都府	81	312	34	126	9	78	1	4	2	12	32	249
27 大阪府	106	588	33	155	22	207	2	13	24	41	63	434
28 兵庫県	135	862	58	277	41	209	1	5	14	27	71	270
29 奈良県	73	365	22	61	7	49	1	5	2	6	159	837
30 和歌山県	62	418	22	113	6	95	2	16	7	21	59	465
31 鳥取県	76	421	36	257	18	71	2	16	1	8	38	242
32 島根県	41	292	15	129	10	130	2	11	2	4	2	113
33 岡山県	147	1,190	30	142	23	197	0	2	3	16	58	933
34 広島県	151	549	45	206	20	160	2	12	42	51	236	934
35 山口県	105	419	25	127	19	109	1	7	5	18	54	246
36 徳島県	81	517	27	108	18	100	1	6	3	10	160	698
37 香川県	110	543	18	84	11	82	0	5	1	8	93	570
38 愛媛県	150	969	48	194	32	187	0	8	0	8	117	530
39 高知県	116	458	18	69	4	73	1	6	2	12	131	469
40 福岡県	218	1,355	47	244	36	343	2	10	4	13	96	534
41 佐賀県	78	377	9	59	10	95	0	8	16	21	84	84
42 長崎県	183	906	23	115	16	172	0	8	8	19	62	668
43 熊本県	108	546	41	158	17	116	0	10	3	15	95	397
44 大分県	101	553	27	127	20	149	2	13	3	18	65	327
45 宮崎県	108	443	24	122	16	131	1	6	5	15	83	205
46 鹿児島県	117	625	15	98	17	264	0	4	2	21	67	723
47 沖縄県	52	292	28	125	11	83	3	16	2	6	43	212
48 札幌市	214	1,031	46	119	13	76	2	10	2	10	50	293
49 仙台市	47	209	8	24	6	23	2	16	1	9	31	119
50 さいたま市	20	96	4	20	3	19	0	1	2	6	19	87
51 千葉市	53	232	12	56	5	46	0	2	2	7	16	67
52 横浜市	191	678	34	107	24	133	2	15	10	30	109	762
53 川崎市	32	150	4	25	4	29	1	1	3	11	16	211
54 新潟市	34	131	16	65	11	25	0	0	0	0	0	0
55 静岡市	47	234	9	39	9	49	1	2	2	6	15	57
56 浜松市	40	120	9	29	8	33	1	2	1	3	51	51
57 名古屋市	93	321	29	82	11	87	2	9	6	25	123	824
58 京都市	57	245	32	120	3	41	2	9	2	9	104	476
59 大阪市	121	438	62	220	20	123	1	7	4	17	21	313
60 堺市	32	128	4	18	0	58	2	4	3	9	47	350
61 神戸市	41	131	21	55	9	39	1	11	3	8	59	193
62 岡山市	70	70	16	16	16	16	0	0	2	2	0	0
63 広島市	115	309	15	65	11	82	0	10	0	13	11	459
64 北九州市	81	401	24	66	13	78	0	6	4	15	47	306
65 福岡市	90	372	25	66	9	101	2	10	4	8	4	110
合計	7,004	34,290	1,771	7,254	963	7,182	76	522	402	1,273	3,978	26,024

認知症介護実践等研修の実施状況に関する調査結果

(H21.11.27 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室調べ)

1. 認知症介護実践研修(実践者研修)

◎標準カリキュラムとの自治体実施のカリキュラムの比較

カリキュラムのメニュー	①講義・演習時間	②他施設実習	③職場実習	④実習のまとめ
標準的なカリキュラム	2, 160分	1日	4週間	1日
都道府県・指定都市のカリキュラム(最大値)	2, 880分	1日	4週間	2日
都道府県・指定都市のカリキュラム(最小値)	1, 230分	0日	0週間	0日
標準以上自治体の割合	32%	52%	61%	84%
標準未満の自治体割合	68%	48% (うち全てが未実施)	39% (うち未実施は全体の15%)	16% (うち全てが未実施)

2. 認知症介護実践研修(実践リーダー研修)

◎標準カリキュラムとの自治体実施のカリキュラムの比較

カリキュラムのメニュー	①講義・演習時間	②他施設実習	③職場実習	④実習のまとめ
標準的なカリキュラム	3, 420分	3日以上	4週間	1日
都道府県・指定都市のカリキュラム(最大値)	4, 500分	10日	5週間	4日
都道府県・指定都市のカリキュラム(最小値)	1, 770分	0日	2週間	0日
標準以上自治体の割合	41%	84%	87%	98%
標準未満の自治体割合	59%	16% (うち未実施は全体の1.5%)	13% (うち未実施は無し)	2% (うち全てが未実施)

照 会 先	法人格 特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク 団体名 全国キャラバン・メイト連絡協議会 Tel03-3266-0551 Fax03-3266-1670 E-mail caravanmate@orange.email.ne.jp
-------------	---

「認知症サポーター100万人キャラバン」実施状況

平成22年12月31日現在

1. 認知症サポーターの人数

認知症サポーター数 (キャラバン・メイト58,494人を含む) 合計 2,299,934人

※平成22年12月31日現在(平成23年1月14日までに提出された実施報告書に基づく)

《内訳》

◎認知症サポーター数 2,241,440人 (講座開催回数 63,038回)

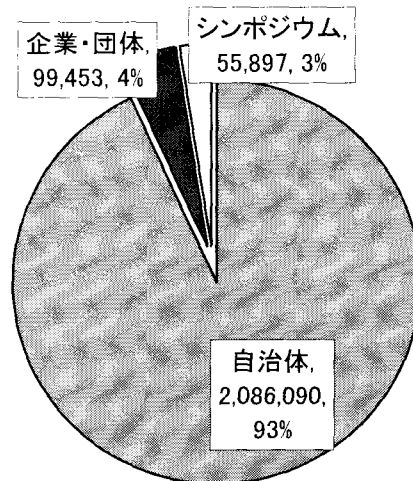
◎キャラバン・メイト数 58,494人

① 年度別のサポーター数・講座開催回数 の内訳

年度別	サポーター数	講座開催回数
17年度	29,982	323
18年度	138,436	2,858
19年度	279,787	6,974
20年度	479,860	13,628
21年度	734,125	21,416
22年度(～12月31日)	579,250	17,839
合計	2,241,440	63,038

② 実施主体別のサポーター数・講座開催回数 の内訳

実施主体別	サポーター数	講座開催回数
自治体・地域において養成されたサポーター (自治体型)	2,086,090	59,816
全国規模の企業・団体により養成されたサポーター(企業・団体型)	99,453	2,971
広域からの参加者によるシンポジウム・フォーラムによるサポーター(啓発型)	55,897	251
合計	2,241,440	63,038

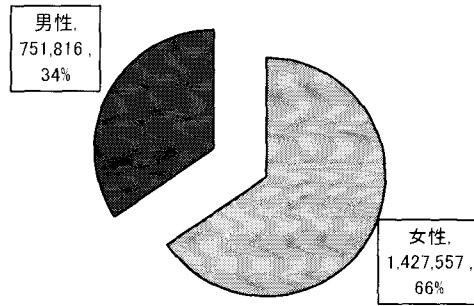


2. サポーターの性別・年代別構成

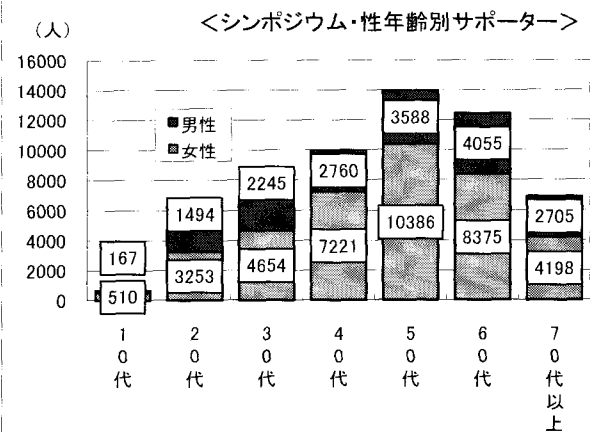
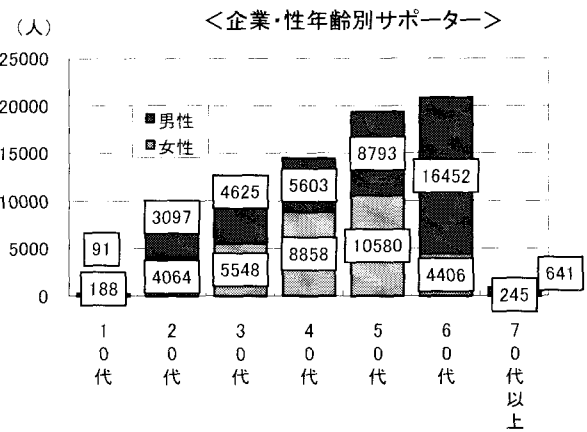
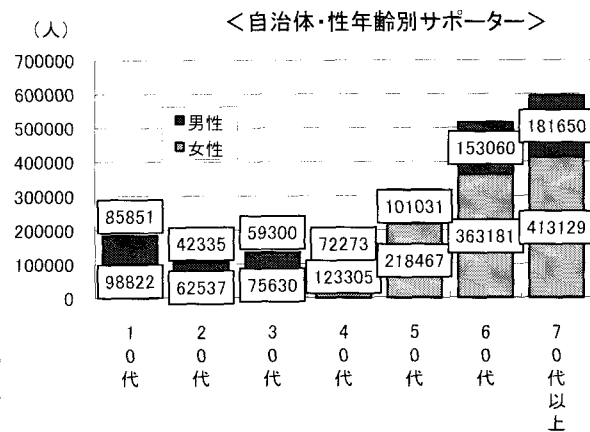
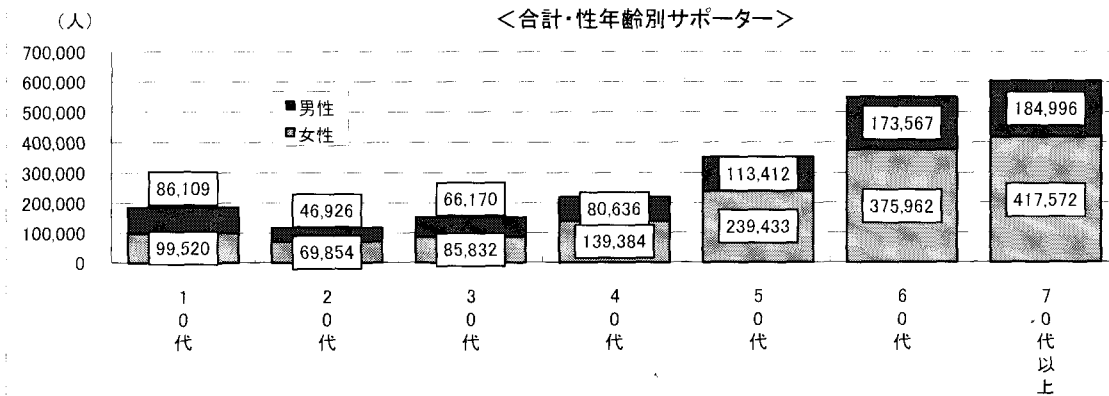
性別・年代別構成（年代、性別の回答のあったもののみ）

	合計		
	女性	男性	合計
10代	99,520	86,109	185,629
20代	69,854	46,926	116,780
30代	85,832	66,170	152,002
40代	139,384	80,636	220,020
50代	239,433	113,412	352,845
60代	375,962	173,567	549,529
70代以上	417,572	184,996	602,568
合計	1,427,557	751,816	2,179,373

サポーターの男女別割合



※年代別の回答がなかったものは除く。



3. 自治体・地域でのサポーター養成

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
サポーター数	12,042	114,579	257,737	449,713	677,483	574,536	2,086,090

①「認知症サポーター養成講座」実施自治体数 1562 自治体

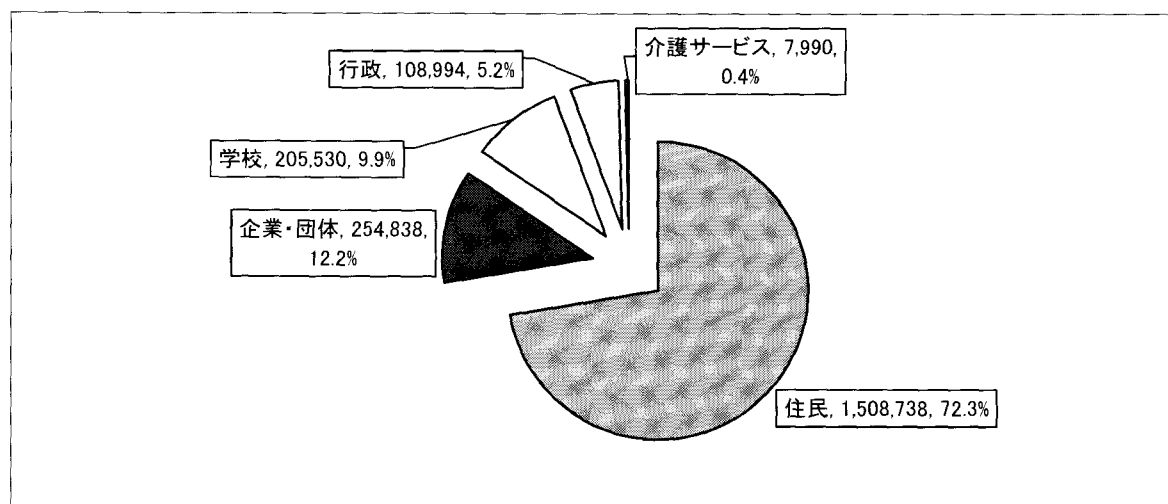
1. 事務局設置自治体数 1495 自治体

2. 事務局未設置で講座が開催されている自治体数 67 自治体

(独立型メイトによる講座が開催されている市町村・都道府県数、
都道府県が実施主体となって講座が開催されている市町村数)

②受講対象者分類別サポーター数

対象者分類	サポーター数	講座開催数
1 住民	1,508,738	45,975
2 企業・団体	254,838	7,173
3 学校	205,530	3,528
4 行政	108,994	2,818
5 介護サービス	7,990	322



③-1 都道府県別キャラバン・メイト数、認知症サポーター数

平成22年12月31日現在

	総人口	65歳以上人口	高齢化率	サポーター 講座開催回 数	メイト数 (※1)	活動メイト 数	非活動メイト 数	サポーター数 (※2)	メイト+ サポーター数 (※1+※2)	総人口に占 める割合 (メイト+ サポーター)	メイト+サ ポーター1 人当たり担 当高齢者人 口	総人口10000 人当たりの講 座開催回数
全国	127,057,860	28,815,916	22.7%	59,814	54,424	28,344	26,080	2,085,987	2,140,411	1.685%	13	4.708
北海道	5,520,894	1,339,274	24.3%	2,763	3,427	1,340	2,087	89,786	93,213	1.688%	14	5.005
青森県	1,405,535	353,904	25.2%	484	461	338	123	17,326	17,787	1.265%	20	3.444
岩手県	1,345,007	360,549	26.8%	1,373	781	280	501	54,334	55,115	4.098%	7	10.208
宮城県	2,329,344	516,790	22.2%	1,213	915	498	417	46,812	47,727	2.049%	11	5.207
秋田県	1,108,237	321,606	29.0%	667	858	650	208	18,235	19,093	1.723%	17	6.019
山形県	1,176,759	321,207	27.3%	709	595	215	380	25,112	25,707	2.185%	12	6.025
福島県	2,051,626	502,702	24.5%	1,406	803	474	329	46,091	46,894	2.286%	11	6.853
茨城県	2,979,139	658,049	22.1%	655	656	347	309	30,725	31,381	1.053%	21	2.199
栃木県	2,000,774	435,667	21.8%	1,140	1,013	591	422	39,202	40,215	2.010%	11	5.698
群馬県	2,004,786	466,509	23.3%	773	588	224	364	39,590	40,178	2.004%	12	3.856
埼玉県	7,123,084	1,427,065	20.0%	1,877	1,475	983	492	67,391	68,866	0.967%	21	2.635
千葉県	6,149,799	1,279,328	20.8%	2,163	1,987	847	1,140	83,049	85,036	1.383%	15	3.517
東京都	12,609,912	2,571,280	20.4%	4,210	3,107	1,706	1,401	132,327	135,434	1.074%	19	3.339
神奈川県	8,885,458	1,775,104	20.0%	2,205	2,361	1,182	1,179	85,606	87,967	0.990%	20	2.482
新潟県	2,391,091	619,849	25.9%	1,738	1,802	1,039	763	52,355	54,157	2.265%	11	7.269
富山県	1,097,736	283,778	25.9%	1,002	628	285	343	32,986	33,614	3.062%	8	9.128
石川県	1,162,950	272,795	23.5%	770	721	325	396	25,715	26,436	2.273%	10	6.621
福井県	809,465	198,625	24.5%	610	562	200	362	24,785	25,347	3.131%	8	7.536
山梨県	864,210	211,489	24.5%	587	551	241	310	16,683	17,234	1.994%	12	6.792
長野県	2,161,572	567,253	26.2%	1,645	1,883	1,016	867	43,092	44,975	2.081%	13	7.610
岐阜県	2,083,118	496,567	23.8%	1,099	1,160	657	503	39,636	40,796	1.958%	12	5.276
静岡県	3,769,685	885,410	23.5%	2,107	1,182	504	678	80,309	81,491	2.162%	11	5.589
愛知県	7,237,612	1,464,284	20.2%	3,479	2,090	1,249	841	122,274	124,364	1.718%	12	4.807
三重県	1,849,703	445,101	24.1%	1,348	1,299	728	571	45,766	47,065	2.544%	9	7.288
滋賀県	1,386,570	284,485	20.5%	1,401	1,021	483	538	52,840	53,861	3.884%	5	10.104
京都府	2,551,706	595,044	23.3%	1,711	2,786	1,147	1,639	52,737	55,523	2.176%	11	6.705
大阪府	8,683,035	1,893,862	21.8%	2,770	2,730	1,437	1,293	97,465	100,195	1.154%	19	3.190
兵庫県	5,586,182	1,252,952	22.4%	2,420	1,793	960	833	80,899	82,692	1.480%	15	4.332
奈良県	1,411,715	330,003	23.4%	313	507	219	288	14,766	15,273	1.082%	22	2.217
和歌山県	1,032,779	272,177	26.4%	385	508	84	424	10,406	10,914	1.057%	25	3.728
鳥取県	595,331	153,362	25.8%	826	763	445	318	23,008	23,771	3.993%	6	13.875
島根県	723,182	208,178	28.8%	438	712	435	277	14,827	15,539	2.149%	13	6.057
岡山県	1,939,449	479,845	24.7%	1,292	684	445	239	39,119	39,803	2.052%	12	6.662
広島県	2,856,308	669,049	23.4%	1,741	1,519	919	600	60,879	62,398	2.185%	11	6.095
山口県	1,464,275	402,447	27.5%	898	957	489	468	31,044	32,001	2.185%	13	6.133
徳島県	796,897	209,130	26.2%	410	429	168	261	12,545	12,974	1.628%	16	5.145

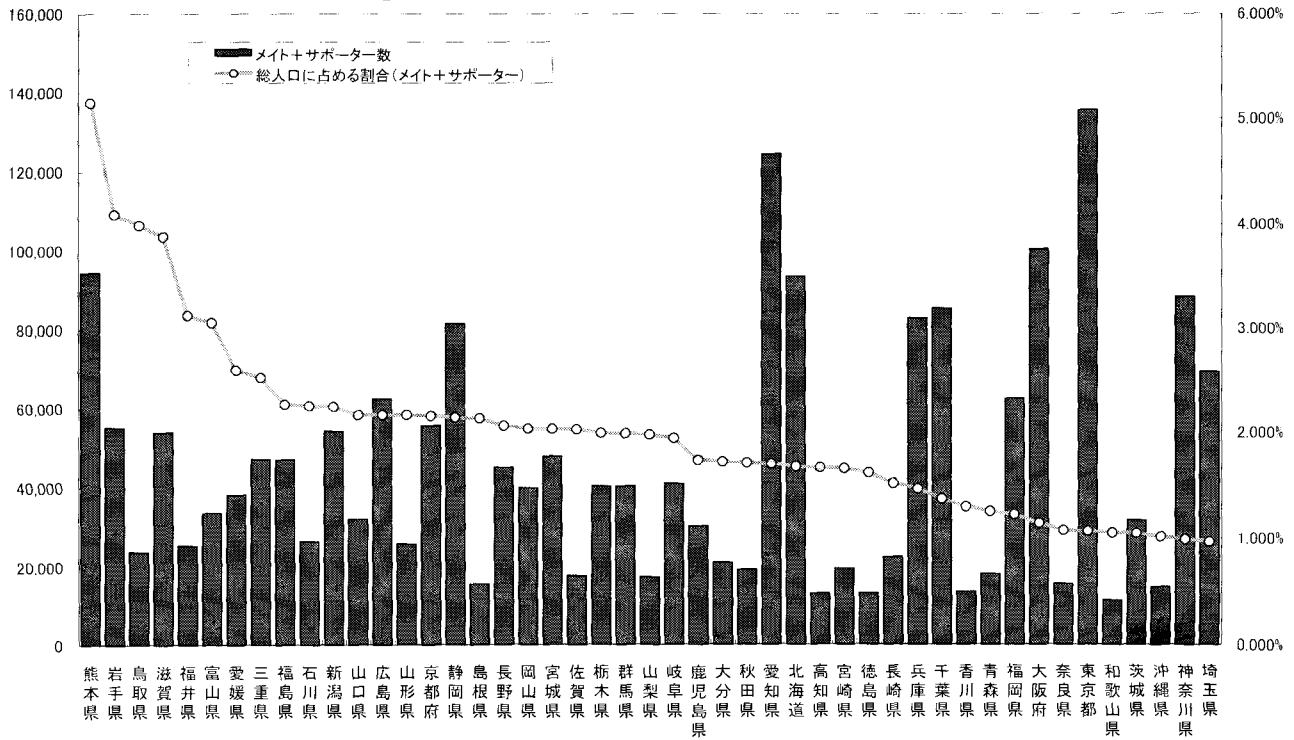
	総人口	65歳以上人口	高齢化率	サポーター 講座開催回 数	メイト数 (※1)	活動メイト 数	非活動メイト 数	サポーター数 (※2)	メイト+ サポーター数 (※1+※2)	総人口に占 める割合 (メイト+ サポーター)	メイト+サ ポーター1 人当たり担 当高齢者人 口	総人口10000 人当たりの講 座開催回数
香川県	1,012,755	253,815	25.1%	375	312	209	103	12,958	13,270	1.310%	19	3.703
愛媛県	1,457,950	379,121	26.0%	1,077	1,104	486	618	37,037	38,141	2.616%	10	7.387
高知県	772,401	217,473	28.2%	349	927	627	300	12,030	12,957	1.677%	17	4.518
福岡県	5,038,574	1,102,638	21.9%	1,767	1,753	1,006	747	60,406	62,159	1.234%	18	3.507
佐賀県	859,400	206,685	24.0%	544	490	261	229	17,085	17,575	2.045%	12	6.330
長崎県	1,450,027	369,814	25.5%	693	556	304	252	21,640	22,196	1.531%	17	4.779
熊本県	1,833,757	463,030	25.3%	1,994	1,151	661	490	93,251	94,402	5.148%	5	10.874
大分県	1,206,976	316,028	26.2%	574	536	219	317	20,412	20,948	1.736%	15	4.756
宮崎県	1,152,514	291,574	25.3%	643	1,053	644	409	18,223	19,276	1.673%	15	5.579
鹿児島県	1,722,405	451,175	26.2%	764	739	442	297	29,395	30,134	1.750%	15	4.436
沖縄県	1,406,176	239,844	17.1%	406	489	335	154	13,828	14,317	1.018%	17	2.887

ニューヨーク日 系人会 (米国)				2	56	56		103	159			
------------------------	--	--	--	---	----	----	--	-----	-----	--	--	--

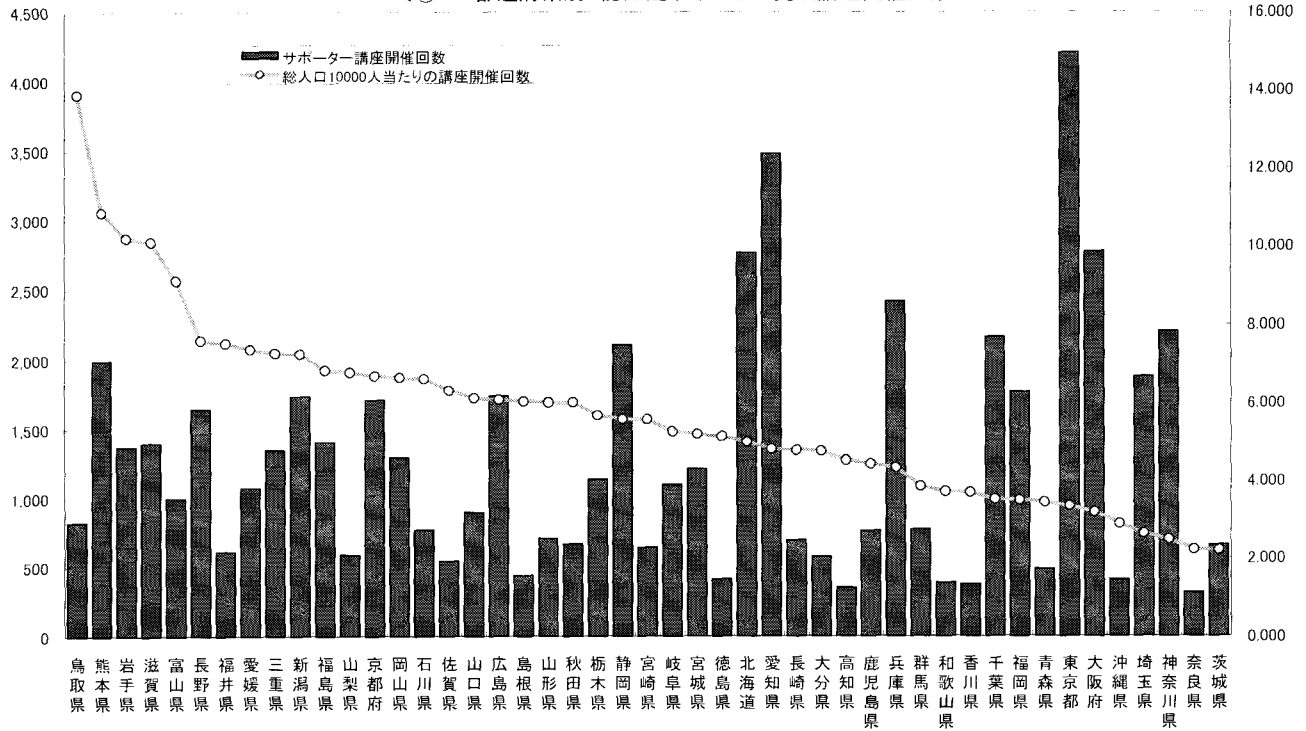
※平成23年1月14日までに提出された実施報告書による
 ※窓口：連絡先として設置されている自治体等を含む
 ※登録から2年未満のキャラバン・メイトは、活動メイトとしている
 ※登録から2年間にわたり講座開催実績のないキャラバン・メイトは、非活動メイトとしている
 ※人口、高齢者人口：総務省発表 住民基本台帳による（平成22年3月31日現在）

都道府県別キャラバン・メイト数、認知症サポーター数、開催回数

＜③-2 都道府県別 認知症サポーター数(キャラバンメイトを含む)＞



＜③-3 都道府県別 認知症サポーター養成講座開催回数＞



(参考)各都道府県における「成年後見制度利用支援事業」実施状況(高齢者)

平成22年4月1日現在

都道府県名	保険者数	実 施 保険者数	実施保険者 割合	後見人等の 報酬への助成	申立て経費の 助成	利 用 促 進 広報普及活動
北海道	156	74	47.4%	52	63	44
青森	40	24	60.0%	14	20	15
岩手	24	21	87.5%	12	17	15
宮城	35	25	71.4%	16	19	18
秋田	22	10	45.5%	5	7	9
山形	35	22	62.9%	15	19	11
福島	59	19	32.2%	11	14	10
茨城	44	27	61.4%	22	21	16
栃木	27	16	59.3%	13	14	7
群馬	35	20	57.1%	15	18	10
埼玉	62	43	69.4%	35	33	20
千葉	54	41	75.9%	38	35	24
東京	62	19	30.6%	15	15	12
神奈川	33	26	78.8%	21	22	16
新潟	30	24	80.0%	23	18	9
富山	9	9	100.0%	7	7	6
石川	19	17	89.5%	14	16	10
福井	16	14	87.5%	6	9	9
山梨	27	13	48.1%	12	12	9
長野	63	36	57.1%	26	30	26
岐阜	36	25	69.4%	20	20	17
静岡	35	22	62.9%	13	18	6
愛知	54	38	70.4%	28	31	20
三重	25	19	76.0%	15	17	11
滋賀	19	17	89.5%	13	15	6
京都	26	18	69.2%	17	14	9
大阪	41	38	92.7%	29	33	25
兵庫	41	34	82.9%	27	32	24
奈良	39	25	64.1%	16	21	14
和歌山	30	15	50.0%	11	10	7
鳥取	17	12	70.6%	8	8	8
島根	13	9	69.2%	6	11	5
岡山	27	23	85.2%	19	19	11
広島	23	20	87.0%	20	18	15
山口	19	17	89.5%	16	15	8
徳島	23	14	60.9%	3	13	8
香川	17	16	94.1%	13	15	13
愛媛	20	16	80.0%	14	14	8
高知	30	16	53.3%	11	11	5
福岡	28	25	89.3%	19	21	11
佐賀	7	6	85.7%	5	5	5
長崎	19	8	42.1%	6	5	4
熊本	45	35	77.8%	22	21	10
大分	18	13	72.2%	9	13	9
宮崎	26	15	57.7%	12	14	9
鹿児島	43	22	51.2%	10	15	12
沖縄	14	10	71.4%	9	10	2
計	1,587	1,028	64.8%	763	848	578